

石神遺跡(第15次)の調査

—第122次

1 はじめに

石神遺跡は飛鳥寺の西北に隣接する遺跡である。これまでの調査で7世紀代を中心に建物や広場、井戸、溝などが計画的に配置され、幾度も造り替えられたことが判明している。最盛期は斉明朝のころにあたり、『日本書紀』にみえる蝦夷らの饗宴をした施設と考えられてきた。また昨年までの成果から、天武朝ころの施設も大規模なものであることが指摘された。

奈文研は1981年より調査を続けており、今回が15回目となる(以下、第15次調査と呼ぶ)。調査の主目的のひとつは飛鳥藤原第116次調査(石神遺跡第14次調査、以下第14次調査と称する)と飛鳥藤原第110次調査(同じく第13次調査)でA期(7世紀前半)の北限と考えた東西石組溝・東西堀の北側の状況を明らかにし、北限の確定をすることである。もうひとつは第14次調査で検出されなかったB期(7世紀後半)の施設の北限を追求することであった。

調査区はおよそ東西30m、南北20mの平行四辺形で面積約600㎡。調査面積の累計は約14,100㎡に達する。調査は2002年7月3日から行い、2003年1月24日に終了した。調査班は2班による引き継ぎでおこなった。

2 検出遺構

基本層序は水田耕土、床土、包含層(暗灰色砂質土など)、各時期の整地土(黄褐色砂質土・褐灰色砂質土・青灰色砂質土・炭の混じる灰色粘質土など)、古い段階の自然堆積土(灰色粘砂・灰色砂礫土など)である。よく似た土質の層が複数あったため、遺構検出は困難を極めた。

調査地の旧地形を現地形から復元してみると、南から下がってくる斜面の麓にあたり、また東西を微高地に挟まれた谷地形である。調査区の範囲を越えて広がる下層の自然堆積土は厚い流水堆積であり、ここはかつて大きな沼状の湿地だったとみなされる。現在でもこの堆積層からは激しく湧水する。また昨年度調査で地山とみなした暗灰色粘土もこれと一連の自然堆積であろう。調査区北端での遺構面は標高97.0m前後で、第1次調査区の石像物出土地点との高低差は約5m。昨年度調査区北端とは0.3mほどの高低差しかない。

遺構の時期区分は基本的に第9次調査と変わらず、大きくA期(7世紀前半・斉明朝ころ)、B期(7世紀後半、天武朝ころ)、C期(藤原官期ころ)とする。

A期以前の遺構

A期の建物や石組溝は存在しない。

SX4050 遺構が形成されるB期より前に存在した沼沢地。東・西・北方は調査区より広範囲に及んでいる。最下層には標高およそ96.0m以下に固く締まった灰色砂礫土が広がり、その上に灰色粘砂が厚さ0.3mほど堆積している。ともにA期より古い自然堆積で、古墳時代の遺物だけを含む。灰色粘砂の上の灰色粘質土、暗灰色粘土がA期に相当する。これらは流水堆積であり、浚渫の形跡はない。遺物は7世紀前半の遺物を少量含む。堆積土の範囲は調査区より広がっており、全体が古墳時代から引き続いて沼沢地SX4050だったとみなされる。

SX4050は南端が比較的急に、東西が緩く傾斜しており、ちょうどB期のSD4090にあたる部分がもっとも深くなっている。ここからB期の溝も旧地形を考慮して造営されたことがわかる。底面の傾斜などから考えて、南端は今回の調査区のすぐ南あたりになるだろう。

B期の遺構

建物は検出されなかったが、C期の石敷SX4081が失われている部分で小柱穴を1基検出したので、小規模な建物はあるかもしれない。SD4073とSD4090の間を一部掘り下げたが、B期の整地土が広がっているだけであった。

B期の整地土は上層・下層にわけられる。下層はSX4050の堆積土直上に広がる青灰色砂質土で、遺物がほとんどなく礫も含まず、造成のために搬入した山土とみなされる。上層整地土は青灰色砂質土をベースとしつつも灰褐色や暗灰色の土、黄色粘土、灰色粘土が混じり、礫を多く含む。下層整地に比べると汚い土である。とくにSD4090の西側には木屑を含む暗灰色粘土などがあり、下層の青灰色砂質土とは土質が明らかに異なっている。上層・下層が同時の整地土か、施工に多少の時間差があるのかという判断は難しいが、本稿では上層の整地をB期でもやや新しい整地とみておく。SD4090西側の暗灰色粘土などは西岸の改修を示すのかもしれない。ただしSD4089にはこれに相当する岸の改修の可能性を考えさせる整地はない。また上層整地を部分的に除去した箇所においては、下層整地だけに属する遺構は存在しなかった。

上層整地の面では木屑や炭を多量に含む土坑が認められるが、これらの埋土はSD4089などB期の遺構に切られている。また下層整地土中に径3cmほどの杭が多数打ち込まれているが、性格不明。造成にかかわるものか。

上層整地にともなう土坑 SK4060は調査区南端の東西方向に広がる土坑で南北2m以上、東西11mの溝状を呈し、深さ0.3m。北側をSD4089に切られている。調査区西側のSK4064は南北1m以上、東西3mの浅い土坑で、SD4089に切られている。B期造営あるいは改修の時期を知る手がかりとなる戊寅年(天武7年、678)の木簡が出土した。SK4065は西端にあり径1m、深さ0.1m。北西隅にあるSK4066は径1.5m、深さ0.1m。西側をSK4067に切られる。SK4069は同じく北西にある大きな土坑で、南北5m以上、東西約3.7m、深さ0.3m。SD4072、SB4070より古い。

SD4089 東西方向の素掘溝で、21m分を検出した。幅最大6m、東端で深さ0.4m。西半分の底には多数の20cm大の礫があり人為的に撒いたと思われるが、敷石と呼べるほど整然としていない。底面レベルは西端が96.7m、東端は96.5mで、西から東へ水が流れる。これは第14次調査のSD3950などと逆である。SD4089の東端はSD4090に接続して北へ流して終わり、東へは延びない。埋土は上から炭混灰色粘質土(C期整地)、有機質層(木屑・灰・炭の層)、暗灰色粘質シルト層。東南隅には護岸の石を設置している。有機質層には炭や灰が塊状にあり、流れ着いたというより投棄された状況であった。本稿では有機質層を堆積土とみなすが、B期廃絶時の埋め土かもしれない。

溝の岸は部分的に直径3cmほどの杭が打ち込まれており、東南隅では溝の中に東南から西北方向へ並んでいる。水制か(SX4091)。このほか溝のなかにも径10cmほどの杭があるが、時期・性格とも不明。

SD4090 SD4089からの水を北へ流す、南北方向の素掘溝。あるいは池かもしれない。東西9m、南北9m以上、深さ約0.5m。埋土は上から炭混灰色粘質土(C期整地)、有機質層(木屑・灰・炭の層)、暗灰色粘質シルト、灰色粗砂と灰色シルトの混ざった層などの堆積土からなる。

SD4089とSD4090の境は堤状の土橋SX4084により水門状をなす。SX4084西側部分は70×50cmの礫を据えている。

遺物はSD4089・SD4090とも各層から土器、木器、獣骨、木簡などが大量に出土したが、木簡が最も多く出土したのはSX4084付近の下層堆積土である。流れが淀む

場所だったのであろう。SD4090の遺物出土状況はSD4089と似るが、木屑や木簡はSD4089側に多い。また上層の有機質層中でもとくに木屑が多量に存在したのは、SD4089・SD4090ともSX4084付近であった。

SD4068・SD4073 北西にある素掘溝。SD4068は幅1m、深さ0.2mの東西溝。SD4073はそれに接続する南北溝。調査区の西または北の施設に関連する水路であろう。

SK4096 B期の溝SD4090の堆積土を切り、C期の石敷SX4081と整地土に覆われている土坑。木屑を多量に含み、B期廃絶～C期造営にともなう廃棄土坑であろう。SD4090の堆積土から出土した木簡の表記は評一五十戸であるが、SK4096から出土した木簡の表記は評一里で、天武14年(685)のほか、持統4年(690)の木簡もSK4096出土とみなされる。SK4096はC期の整地土に覆われているので、C期を藤原宮期のころとする見解と矛盾しない。

SK4097 SD4090の堆積土を切り、C期の整地土に覆われる土坑。木屑を多量に含み、SK4096同様、B期廃絶～C期造営にともなう廃棄土坑であろう。埋土に檜皮が多く含まれているのが特徴的である。

SX4074 石敷の西にある炉跡。1.8m四方の範囲に暗青灰色粘質土の床を張り、中央に火熱を受けた炭混黄茶褐色土の部分がある。それを囲むように20～30cm大の礫がある。削平により石敷SX4081との先後関係は不明だが、C期造営時の簡単な鍛冶炉か。飛鳥Ⅳ～Ⅴの土器を含む。

C期の遺構

全体が炭混灰色砂質土、黄色砂土などで整地され、様相が一変する。調査区東端に南北溝と道路があり、その西は広範囲が石敷とみられる。北西部には建物がある。

SD1347 調査区東側にある南北方向の溝。当初は幅の広いSD1347Aで、のち側石をもつSD1347Bに改修される。SD1347Aは幅4m、深さ0.9mほどで、第14次に比べて幅広く深くなっている。東肩には護岸の石が一部残存しているが、どの範囲に護岸があったのかは不明。西肩はSD1347Bにより失われている。SD1347Bは幅1.2m、深さ0.5mほど。今回の調査区ではSD1347Aの西側部分を掘りなおして造られており、側石は30cm大の自然石が南端部に一部遺存している。埋土は砂質土が堆積していた。調査区南端部分ではSD1347Aの埋土上に石敷状遺構SX4098があり、SD1347B側石に伴う可能性が考えられる。

遺物は各層から大量に土器、木器、木簡、獣骨などが

出土したが、木簡が最も多く出土したのはSD1347Aのなかでも調査区中ほどのやや深くなっている辺りである。南から比較的急傾斜で下ってきた流れが平坦に変わる地点にあたる。なお木簡がSD1347Aに含まれる理由については後述のようにいくつか可能性が考えられる。

SF4100 SD1347を西側溝、SD1476を東側溝として石神遺跡を南北に通る道路で、南方にあるC期の方形区画を迂回するように屈曲して延びている。第14次調査区では幅11mをはかる。今回は調査区東端において路面西側部分を幅3mほど検出した。SF4100の路面とSD1347西肩部分は黄褐色土で整地されている。

SX4081 調査区中央の北半と南端に残存する石敷。本来はSD1347以西の広範囲に施工されたとみられるが、削平や攪乱のためにその範囲は知りえない。B期遺構を炭混灰色砂質土で整地した後、炭混暗灰褐色粘土や明緑灰色微砂、黄色粘土などを互層に積み、最上層の黄色砂質土をベースとして10~30cm大の礫を敷き詰める。上面の標高は97.00~97.10mほど。多少の凹凸があるのは地盤が軟弱なために土圧で不等沈下したのであろう。後述するSE4080の心から北3.2mには見切石状に石が東西に並ぶ。

SE4080 石敷の中にある石組井戸。石敷SX4081とは一連の遺構である。直径1m、深さ約1.2mで、20~60cm大の自然石を4~5段組み上げている。上部は石を横位に置くが、基底部では大型の石を縦に据える。底には5~10cm大の玉石を敷く。埋土は上から暗褐色粘土、石組と同様の石を含む灰色泥土、挿鉢状にたまった青白色砂と灰色粘土、臼状に厚く堆積した灰色砂、最下層の薄い灰色粗砂という順である。堆積状況からみて灰色砂を一度浚渫している。青白色砂以下が使用時の堆積、それより上層が廃絶後の流入土および埋立土とみなされる。掘形は井戸心から半径1.4mの掘り込みで、上面は整地と石敷で覆われている。

SB4070 石敷の西にある掘立柱建物。5間×2間で、一辺0.8mほどの隅丸方形の柱穴掘形をもつ。柱間は桁行2.2m等間。梁行は西側柱が調査区西壁だけの検出なので不確実だが、2.2m等間であろう。北東隅柱には直径21cm、残存長80cmの柱根が遺存していた。柱穴はSX4050の堆積土やB期整地土を壁とするため湧水による崩落を起こしやすいが、柱根下端は締まった砂礫層上面に達して安定しているので礎盤は使用しない。柱穴埋土

はベースとなっているB期整地土とよく似ている。

C期以降の遺構

SD4072 調査区北西にある幅0.8m、深さ0.3mほどの素掘溝。南端は浅くなって消失している。埋土は暗灰色土で木屑を多く含んでいた。SB4070の柱穴より新しい。C期後半か、さらに後の遺構。

SX4093 SD4090・SK4097・SX4050の軟弱な埋土上に位置する小規模な掘立柱列。南北にすくなくとも2本並んでいる状況を検出した。性格・時期は不明だが、C期の南北堀の一部という可能性もある。柱は径10cm、長さ53cm以上。掘形は径20cmほどの小さなもの。北側の柱には柱根下に礎盤の石を置き、南側の柱には設置していない。現状では2本の柱根下端にレベル差があるが、礎盤上面と南の柱穴掘形底面のレベルが一致するので、2本の柱は本来同じ深さに据えられ、礎盤のない南側だけが大きく沈下したものと考えられる。

SD4094・SD4095 幅0.5~1m、深さ0.1~0.2mほどの素掘溝で、埋土は褐色粗砂。輪郭は一部不明瞭であふれたような状況である。西端は浅くなって消失している。高低差から流れの方向を復元すると西から東、さらに北へと流れる。B期のSD4089とSD4090に重なるように流れる状況をみると、人為的に掘削された溝というより堆積土が軟弱な低位部に自然に形成された流水跡か、あるいは一時的な排水溝であろう。B期のSD4090を覆う炭混灰色砂質土のC期整地土を切っている。出土した土器は飛鳥Vに比定でき、藤原宮期でも新しい時期の遺構とみなされる。具注暦など木簡も出土した。

その他の遺構

SD4071 調査区西端にある幅0.5m、深さ0.1mほどの素掘溝。かなり新しい時期の溝とみられる。性格不明。

SK4061 調査区西南隅にある径3m以上、深さ0.2mほどの木屑を多く含む土坑。C期廃絶後の遺構であろう。

SK4062 SK4061に隣接する小規模な土坑。埋土もSK4061に似る。同じような性格の遺構と考えられる。

SK4067 径1.5m以上、深さ0.4mほどの土坑。上層は褐色砂、下層には30cm大の礫が多数入っていた。かなり時代が下がる新しい遺構であろう。

SK4101 調査区東南、SF4100路面上にある径2mほど、深さ0.2mの素掘の穴。埋土は炭を多量に含む灰色粘質土で、藤原宮期~奈良時代初頭の土器を含む。

3 遺構変遷

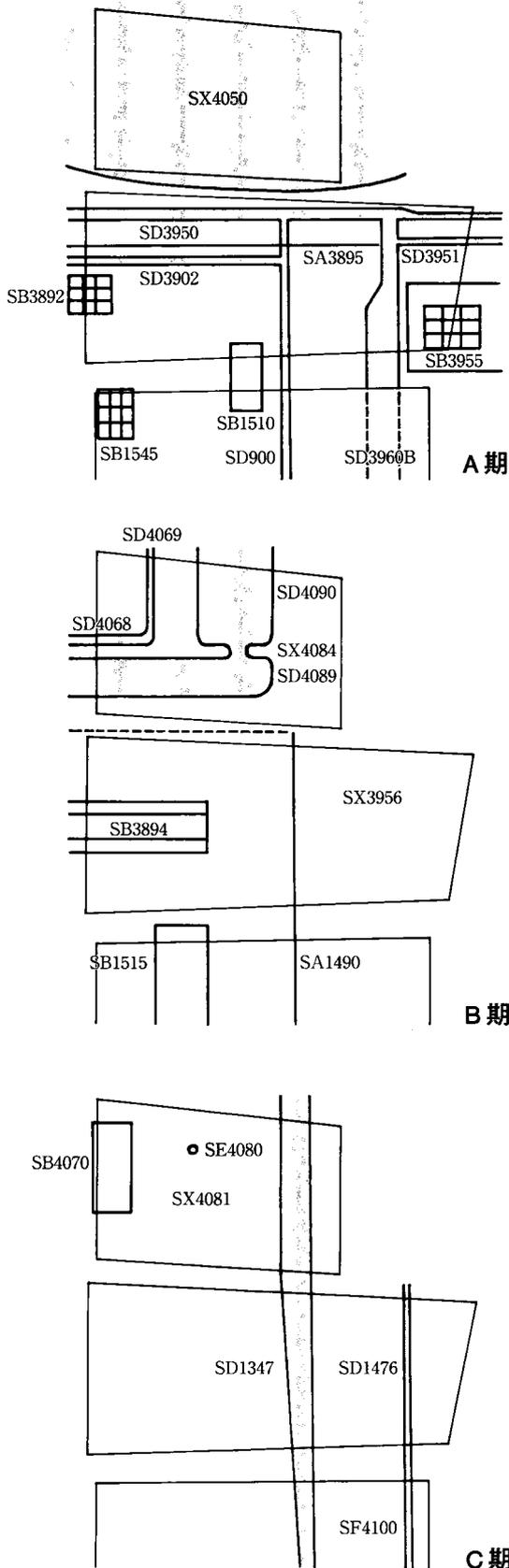


図110 遺構変遷図

第13・14次調査の成果を含めて遺構変遷を整理する。
A 期 7世紀前半から斉明朝まで。石神遺跡が形成された時期である。このころ今回の調査区より南側にある区画内は縦横に水路が整えられ、大型建物が多数建てられている。ところが今回の調査区は谷地形にあたり、古墳時代以前からの沼沢地が広がっていた。『日本書紀』斉明6年5月条には「又於石上池辺、作須弥山。」とあり、須弥山を作ったのが石神遺跡ならば石上池はこの沼沢地かもしれない。しかし石上池を別の場所に想定する意見もあり、はっきりしたことは言えない。ともあれ建物や石組溝がまったくなく南側の区画内とは劇的に状況が異なるので、この場所は建物群の外にあたとみなされる。したがってSD3950とSA3895をもって施設の北限を区画したという第13・14次調査の所見は妥当といえる。

B 期 7世紀後半、天武朝のころと考えられる。全体に整地を行い、状況が一変する。整地と盛土によって幅の広い東西の溝SD4089と巨大な南北の溝SD4090、その境となる土橋SX4084が造られる。これらの溝は西からの水を北へ流すようになっており、西または北に存在する施設とも密接な関係があるのだろう。調査区の北西にも小規模な溝が掘られる。このように沼沢地を整地して土地の利用を可能としたものの、建物はない。また今回の調査区で検出が予想された南北塀SA1490の延長部は確認されず、東西方向の区画施設も検出されなかった。そのためB期施設の北限もA期とさほど変わらず、第13・14次調査区と今回の調査区の間北限となる東西塀などの存在が想定される。今回多量に出土した官衙的内容をもつ木簡は、第14次調査までに確認された南側の区画内にある建物群と関連があるかもしれない。しかし周辺の地形を考慮すれば、木簡を使用する施設の存在を調査区の東・西・南・北いずれに想定しても不自然ではない。

C 期 藤原宮期のころと考えられる。B期の建物は存続せず、全体を埋めて整地する。東側に南北方向の道路SF4100があり、その西側溝SD1347が今回の調査区を貫いている。この溝は屈曲しつつ石神遺跡の南端付近までつづく重要な水路である。また今回の調査区では広範囲に施工されたと見られる石敷SX4081と井戸SE4080、掘立柱建物SB4070などが検出された。この場所に何かの

施設が設けられていたことは明らかである。

ところでSD1347Aからは天武朝の木簡が多数出土し、SD4089・SD4090と年代が変わらない木簡や土器が含まれている。飛鳥Ⅳの土器がC期のSD1347Aに入っていることに疑問を唱えるものはいないだろうが、天武朝の木簡がSD1347Aに入っていることについては、これがSD1347A、C期、飛鳥Ⅴの年代観などが天武朝に遡ることを示すものではないことを明記しておく。理由は次のとおり。

過去の調査での遺構重複関係からSD1347AはC期の遺構であり、SD1347AだけがB期に遡ることはありえない。同じくSD1347Aから大量に出土している飛鳥Ⅴの土器が藤原宮を典型とすることから、C期は藤原宮期であり、飛鳥Ⅴの年代も藤原宮期である。天武朝にはできない。

これを踏まえてSD1347Aに天武朝の木簡が入っていることを以下のように解釈したい。まず施工の順番を考えるとSD1347AとB期のSD4089・SD4090は同時に存在した期間がある。SD1347Aを掘削する前にSD4089とSD4090を埋めてしまうと、排水ができないからである。このような段取りで施工されたためにB期の溝の埋土と同じような遺物がSD1347Aに入った可能性を考えてよい。加えてSD1347Aが機能している全期間を通して、SD1347A周辺の土に多量に含まれている木片や土器片が流れ込むことはありうる。なにより、SD1347Aを掘削してから、あるいは掘削と並行してB期施設が解体撤去されたと考えれば、廃棄されたB期施設関係の木簡がSD1347Aに入っているのも何もおかしくない。C期のSD1347Aに天武朝の木簡が入っていることは以上のように理解できる。

しかしC期はおよそ藤原宮期が妥当とはいえ、造営開始がいつまで遡るかは問題である。また木簡が天武10年前後に集中することと、遺構の存続期間や性格との関係も関心がもたれる。B期上層整地にとまなうSK4064に天武7年の木簡があり、重複関係からSD4089の堆積土はこれより新しい。SD4089・SD4090の堆積土は天武10年ころの木簡を多く含む。SD4090の堆積土を切りC期石敷に覆われるSK4096には天武14年、持統4年の木簡がある。これを単純に並べれば、天武7年ころB期上層整地を施工、天武10年ころにB期の溝が機能し、持統4年ころC期が造営された可能性がある。だが今回の調査だけですべてを決することはできず、木簡整理の完了と次回以降の成果を待ってさらに検討したい。(石橋茂登)

4 木 簡

SD1347・4069・4070を中心に出土しており、2003年2月時点で木簡約320点、削屑700点以上を確認した。ただし、現場から持ち帰った土が未洗浄のまま大量に残されているため、数は増加する見込みである。石神遺跡からの木簡の出土は、第13次調査で2点、第14次調査で83点(削屑76点)のみであり、今回の出土量はそれをはるかに上回る。詳細は『藤原木簡概報17』(予定)に委ね、現時点での概要を報告する。

積文は遺構別に掲げたが、現時点では遺構ごとに顕著な特徴をみいだすことはできない。そこで個別の出土遺構は一旦捨象し、出土木簡全体をみていくことにする。

年紀を伴う木簡は、乙丑年(天智4年, 665)から庚寅年(持統4年, 690)のものまで10点あり、辛巳年(天武10年, 681)前後に集中する傾向がある。また、コホリ・サトの表記に注目することで、おおよその年代が知られる。まずコホリは「評」に限られるため、700年以前の年代となる。サト表記は、概ね天武10年～12年を境に「五十戸」から「里」へと変わる(表14)。今回は「五十戸」が21点と多く、「里」は6点の出土にとどまる。以上より、今回の調査で出土した木簡は天武朝を中心とするものといえよう。飛鳥池遺跡出土木簡(約8000点)に次ぐ、7世紀木簡の一大資料群である。遺物包含層出土の木簡もあるが、内容的に7世紀木簡とみて不都合はない。

表14 サト表記の変遷(紀年銘木簡より)

年紀	記載内容	遺跡
665 乙丑年	三野国ム下評大山五十戸	石神遺跡
677 丁丑年	三野国加尔評久々利五十戸	飛鳥池遺跡
677 丁丑年	三野国刀支評惠奈五十戸	飛鳥池遺跡
678 戊寅年	汗富五十戸	石神遺跡
678 戊寅年	尾張海評津嶋五十戸	飛鳥京苑池
681 辛巳年	柴江五十戸	伊場遺跡
681 辛巳年	鴨評加毛五十戸	石神遺跡
683 癸未年	三野大野評阿漏里	藤原宮跡
684 甲申年	三野大野評堤野里	石神遺跡
685 乙酉年	三野国不波評新野見里	石神遺跡
687 丁亥年	若狭小丹評木津部五十戸	飛鳥池遺跡
688 戊子年	三野国加毛評度里	飛鳥京苑池
690 庚寅年	三川国鴨評山田里	石神遺跡
691 辛卯年	尾治国知多評入見里	藤原宮跡
691 辛卯年	新井里	伊場遺跡
694 甲午年	知田評阿具比里	藤原宮跡

* 以下、郷里制施行(717)まで「里」表記

〔B期〕

- 13 鮎川五十戸丸子ア多加
〔鳥連淡佐充十食同五〕三枝ア
〔大カ〕
ア
ア
ア白干食大野五十戸委文ア代
〔須カ〕
〔十戸カ〕
〔185〕・〔28〕・5 081
- 14 物ア五十戸人
大家五十戸人
日下五十戸人
〔下番カ〕
〔西カ〕ア忍麻呂
〔170〕・〔9〕・4 081
- 15 〔下番カ〕
〔西カ〕ア忍麻呂
〔170〕・〔9〕・4 081
- 16 價上人三野国
古麻呂赤奈佐馬
〔118〕・〔34〕・3 011
- 17 〔日カ〕
不破評
〔日カ〕
〔170〕・〔9〕・4 081
- 18 大学官
〔148〕・〔19〕・4 081
- 19 伊香評柏原
〔145〕・〔23〕・5 039
- 20 乙丑年十二月三野国ム下評
大山五十戸造ム下ア知ツ
人田ア児安
〔152〕・〔29〕・4 032
- 21 各牟評汗
〔80〕・〔25〕・4 039
- 22 〔川内カ〕
五十戸若軍布
〔122〕・〔24〕・3 031
- 23 多土評
海マ刀良佐匹マ足奈
〔難カ〕
〔田〕
〔117〕・〔18〕・3 011
- 24 〔十日〕
〔三日〕
〔記カ〕
〔61〕・〔22〕・2 081
- 25 奈尔波ツ尔佐児矢己乃波奈
〔布由カ〕
〔丈カ〕
倭ア物ア矢田ア丈ア
〔295〕・〔29〕・4 081
- 26 論語学
091
- 27 大夫柳近逃浅達
選出出未
〔選カ〕
未選之選文之選
〔145〕・〔33〕・3 011
- 28 東西溝SD四〇八九〔埋立土〕
〔年〕
戊寅八月
建王ア止己
〔月カ〕
〔62〕・〔22〕・2 081
- 29 南北溝SD四〇九〇〔堆積土〕
〔物カ〕
此于ア
〔治カ〕
不上者五十戸造名記
日々吉治上賜
〔181〕・〔35〕・5 019
- 30 日佐連
主寸三
大多君二
上球五
〔守カ〕
〔君〕
〔下毛野〕
〔若多〕
〔下毛〕
近水海四伊
海ア五
但波
〔可カ〕
〔120〕・〔37〕・2 019
- 31 十一月六日
尾治中嶋
〔125〕・〔30〕・4 011
- 32 尾治国山田評山田五十
〔戸人カ〕
マ万呂米五斗
〔白カ〕
〔213〕・〔29〕・3 032
- 33 鮑評大群ア五十
〔海カ〕
〔戸カ〕
委文ア
〔123〕・〔24〕・6 032
- 34 角里山君米斗
〔177〕・〔22〕・6 051
- 35 大野評栗須太里人
〔蠟〕
〔甘カ〕
ア也六斗
〔193〕・〔26〕・2 032
- 36 物ア五十戸長済ア刀良俵六
〔斗カ〕
〔190〕・〔20〕・3 031
- 37 辛巳
可毛評
〔37〕・〔18〕・2 039
- 38 南北溝SD四〇九〇〔埋立土〕
〔年カ〕
甲申三野大野評
堤野里工人鳥六斗
〔189〕・〔27〕・7 032
- 39 土坑SK四〇九六
〔記尾張〕
〔皮評人〕
日
〔185〕・〔17〕・3 081
- 40 尾
〔治カ〕
〔78〕・〔14〕・3 039
- 41 三川国各田評
〔102〕・〔17〕・3 039
- 42 〔庚寅カ〕
〔年〕十二月三川国鴨評
山田里物マ米五斗
〔177〕・〔25〕・3 032
- 43 乙酉年九月三野国不〔波〕
評新野見里人止支ツ
〔170〕・〔25〕・3 011
- 44 深津五十戸養
〔182〕・〔20〕・4 032
- 45 之者津五十戸人
建公ア御加塩又建公ア
〔157〕・〔22〕・6 039
- 土坑SK四〇九七
- 46 癸未年九月
〔十四日カ〕
四人矢爪ア
〔96〕・〔11〕・4 081
- 47 〔善カ〕
善善善善意
敬敬非
〔124〕・〔11〕・3 081
- 〔C期〕
- 48 南北溝SD一三四七A〔堆積土〕
以七月廿四日上球
〔138〕・〔20〕・3 081
- 49 辛巳年
大伴ア
大伴ア
〔97〕・〔38〕・3 081
- 50 辛巳年鴨評加毛五十戸
矢田ア米都御調州五斤
〔161〕・〔21〕・4 032
- 1 土坑SK四〇六〇
〔道カ〕
勢岐官前
代
〔122〕・〔30〕・6 081
- 2 出草
〔53〕・〔23〕・2 022
- 3 〔狢カ〕
人牛薦
〔100〕・〔25〕・4 032
- 土坑SK四〇六四
〔日カ〕
戊寅年四月廿六
〔富カ〕
汗五十戸人
〔103〕・〔31〕・3 039
- 土坑SK四〇六九
〔之カ〕
委取五十戸仕丁俵物
〔建建〕
二斗三中神并弥斗
〔三カ〕
銀銀釜重子小子
建建
〔197〕・〔40〕・2 011
- 6 庭一斗 大伴ア連
〔125〕・〔25〕・3 081
- 7 六月生五日記大ア斯母
児母并二皮加利上
〔192〕・〔30〕・6 031
- 8 〔十一カ〕
月日記
貸
〔104〕・〔22〕・2 019
- 9 法師大大
091
- B期整地土
紫五十斤
〔103〕・〔21〕・5 032
- 東西溝SD四〇八九〔堆積土〕
〔夫〕
〔白カ〕
〔天〕
伴人日乃
〔107〕・〔22〕・5 081
- 12 三野五十上大夫馬草四荷
〔番カ〕
〔奉カ〕
〔179〕・〔19〕・3 011

文書木簡

交通関係 1の「勢岐官」は「セキノツカサ」と訓める。いわゆる「前白」木簡であろう。「道」は「道中の」といった意味で、複数のセキノツカサを宛所としているのであろう。よって1は、平城宮下層の旧下ツ道西側溝から出土した「関々司前解…」と記す過所木簡(『平城宮木簡2』1926号)と同類である可能性が高い。上端はほぼ原型を保つが、下端は二次的に切断し削っている。「道」字も一部削り取った形跡があり、ともに使用後の廃棄処分によるものと考えられる。また1は左右割れであるが、表面の文字はほぼ中央にくるのに対して、裏面は右に大きく偏っている。近年、過所を割符のように発給した可能性が指摘されており、今後の検討課題となろう。本遺跡の北には山田道が東西に走るとされており、後述の2・12・67とあわせて、山田道との関連を示唆する木簡である。また、過所の廃棄処分を考えると、近辺に置かれていた可能性も想定されよう。調査地は飛鳥地域の北の入口付近にあたるので、今後の発掘成果に期待したい。

12は「～大夫に馬草四荷を奉れ」という内容の文書木簡であろう。「上」の下の子は「番」と考えたが、横画が一本多く断定できない。馬草は大夫が三野へ赴くためのものである。あえて三野から馬草を貢進したとは考えがたいからである。しかし「五十」の意味など不明な点も多い。2は上下端が二次的に整形され原形をとどめていないが、12に引きつけて考えるならば、馬草の支給を意味する可能性もあろう。67は米支給に関わる記録簡。「飼馬牛」とあり、いかなる機関が馬牛を飼育していたのか興味をもたれる。上端折れであるが、下端は二次的に整形されている。

仕丁関係 5は仕丁への米支給の記録簡。二次的に異筆で習書されている。「委之取五十戸」は参河国碧海郡鷲取郷(『和名抄』。以下、地名はこの書による)に比定できる。表に2人の名があがっているのは、仕丁が五十戸から2名貢進された点と関係するか。仕丁のうち1名が立丁として労役に従事し、もう1名が廩丁として炊飯の任にあたることになっていた。上下欠損の6も、元来は5と同様の性格の記録簡であったか。ただし6は一行書きである。

このほか仕丁の存在を窺わせる木簡として、13・14・29がある。13の「干」は「カシハデ」と訓み、廩丁を指す。上下折れのため内容は不明瞭だが、廩丁への食料支

給に関わる内容と思われる。「大野」は複数の候補があるが、今回出土した木簡のなかに美濃関係のものが多いため、美濃国大野郡に関わる可能性が高い。「鮎川」も美濃国不破郡藍川郷にあたるか。14のサト名はごく一般的なものであるが、尾張国愛知郡には3つのサトすべてがある。同一郡のサト名を列挙した木簡として、三河国碧海郡のものが知られる(『平城木簡概報13』8頁)。14で単に「五十戸人」と記載して通用するのは、五十戸から貢進される仕丁であったからではなかろうか。なお14は左下を斜めに削り、そこを地刃とするように別筆の書き込みがある。29は上端折れで、表面の墨痕は極めて薄く判読しがたいが、裏面は宣命体で「治め上(たてまつ)らざる者は、五十戸造は名を記し、日々、吉く治め上り賜へ」と読める。裏面の下半部が割書きになるのは、木簡の長さに制約されたためであろう。「治」には貢進の意味で用いられた例があるので(『藤原木簡概報16』55号。なお55号木簡の「平群□表支」は、「平群ア美支」と訂正したい)、五十戸造に仕丁などの貢進を促した内容である可能性がある。後述する荷札木簡でも「養米」(仕丁らの養物米)関係のものも多く含まれており、本遺跡近辺で仕丁が活動していたことは確かである。ただし、仕丁は諸官司の雑務にあたるため、特定官司と当遺跡を結びつけることはできない。

日ごとの記録簡 7・8・24・39・65・68は日ごとの記録簡。64もその可能性がある。「○月○日記」といった類の書き出しは、埼玉稲荷山鉄剣・法隆寺菩薩半跏像・野中寺弥勒菩薩像・山ノ上碑の銘文にもみられる。また、静岡県梶子遺跡や大宰府出土の木簡にも同様の例がある。

7は上下両端の左右に浅い切り込みがある。材は厚くしっかりとつくられ、単純に荷札木簡の転用とはいえない。同様の記録簡を紐で束ねるための切り込みであった可能性があるが、木簡の内容とあわせて今後の課題。裏面は二行書きになっているが、左行は極端に左に寄っている。右行はほぼ中央にくることから、本来的には一行書きの記録簡であったと考えられる。8は出挙に関わる内容であろう。39では「尾張」と書かれ、7世紀に一般的な表記である「尾治」とはなっていない。しかし「尾張」と表記した例は、飛鳥京苑池遺構出土木簡(『奈良県調査概報2001』53号)にもあり、実際には両方の表記がなされていたことがわかる。65は米に関わる記録であろう。68は連続する日付になっており、この種の記録簡の使用

法を窺わせ興味深い。「朔」と「月生」は同義である。「月生○日」という表現は7世紀に一般的にみられ、今回出土した木簡でも7・64があげられるが、「朔○日」という表現は珍しい。なお、39・68で尾張・三川国がでてくる点について、両国の仕丁が出仕していた可能性が高いこと(5・14)、両国の荷札木簡の出土率が高いこと(後述)との関連が注目されよう。

この種の記録簡はすべて、一行書きで「○月○日記」と書かれる点で共通している。また使用後には、廃棄に伴う加工や変形が施された場合が多い。24は上端を、68は下端を二次的に切断し、39は左辺を二次的に割っている。また、65は焼いた痕跡が残っている。

歴名簡 15・30・46は歴名様の記録簡である。15の表面の上2文字は「下番」と考えた。ただし「番」は12と同様に横画が一本多く、検討の余地を残す。「茜ア」は初見。30は「下毛野」(下野)・「上球」(上総)・「近水海」(近江)・「但波」(丹波)など、国名の古い表記がみられる。「近水海」は木簡としては初出。国名表記の意味であるが、「日佐連」などの氏姓と共通して書かれ、「下毛野」も表面に2度でてくることから、その国出身のある特定の個人を指している可能性が高い。二条大路木簡の門の警備に関わる歴名簡においても、この種の国名がみられる(『平城木簡概報22』13頁など)点が参考になる。なお人名表記の「者多」(ハタ)は「波多」ないし「秦」であろう。人名の下の数字は、食料支給額・上日数などを意味する可能性があるが、詳細は不明。46の「矢爪」は「矢集」であろう。

これらの歴名簡の形状は、15・46は縦に二次的に割られており、本来15・46は二行書きであったと思われる。30は6片分離の状態出土し、接合すると三行書きとなる。いずれも比較的幅狭の材に小さな文字で書かれており、使用後には意図的な廃棄処分がなされたらしい。なお飛鳥京苑池遺構からは、30とよく似た書式の記録簡が出土しており(『奈良県調査概報2001』7号)、横幅も比較的近い点は注目される。

ところで、これらの歴名簡は、仕丁や「御垣守」(62・64)の管理に関わって作成された可能性がある。「御垣守」は大垣・門などの施設を警護した兵士のことである。62・64は本遺跡の近辺に何らかの圍繞施設が存在したことを示唆しており、石神遺跡の北限・小治田宮との関連が今後の課題となつてこよう。64の「御垣守」の下

は「日下」といった人名となるか。

その他 11は「前白」木簡。「伴人」の言を「大夫」に取り次いでいる。16は上端・下端を二次的に整形する。内容的に過所木簡の一部であるようにも見受けられるが、確証はない。17・31は表裏不明であるが、一方に日付、一方に評名を大きな文字で記す。荷札木簡ではないと思われるが、用途は不明。18は「大学官」の語ではじまるが、下端が折れており、内容は不明。「大学官」は大学寮の前身官司と考えられ、『日本書紀』天智10年(671)正月是月条にみえる「学職」と同一の官司であろう。「官」「職」は共に和訓「ツカサ」であり、大宝令制より前の一般的な官司呼称である。48は左辺が意図的に割られている。「上球」の上は「仰」、下は「国」の可能性はある。「上球」は30でもみられ、関連が注目される。49は上端が二次的に整形され、下端には切断した跡が残る。裏面は文字を削り取っており、わずかに「大伴ア」のみ読みとれる。元来は歴名簡であったか。

荷札木簡

荷札の品目 米の荷札が多く出土した。なかでも「養米」関係のものが目立つ。「養米」は8世紀以降の「庸米」にあたるものである。庸米の貢進額は通常「六斗」「五斗八升」であるが、それは仕丁らに支給される1ヶ月分の糧量に関係してのことであった。7世紀の木簡では「養米」(『藤原官木簡1』162号)、「養物米」(『藤原木簡概報16』128号)と表記され、その本質が仕丁らの「養物」(生活費)であったことを端的に示している。

「養」「養米」と明記するのは44・56のみであるが、「六斗」とある35・36・38も該当しよう。56の□は残画から「六」ないし「八」であるが、一般的な庸米の斗量とは異なる。黒米として納めたため、精白代が加算された可能性があるかもしれない。「六斗二升」とある59も養米であった可能性がでてこよう。59は上端を二次的に整形しているが、荷札木簡としては珍しい。また「相」は「并」と同様の意味であろう。

春米関係の荷札も複数認められ、32・52は確実である。53の「赤」の上も「春」の可能性はあるが、木簡の痛みが激しく確実ではない。「五斗」とある42や、「一石」とする51も、おそらく春米であろう。ただし51は、近江国から一石の大豆を貢進した荷札木簡が2点知られる(『平城木簡概報22』231頁、『同30』45頁)ため、大豆の可能性を

残す。そのほか、20・34も米の荷札と考えられる(20は後述)。34の「米」の次は「五」のように見えなくもないが、墨痕がわずかしか残っていない。

米以外の荷札には、3の薦、10の紫草、22のワカメ、50・57の堅魚、54の鮎、60のコツウヲ(鮫の一種)、63のコノシロがある。ただし、10と60は整理用の物品付札と考えられる。10は平城宮木簡の「紫草捌袋々別重五十斤小」(『平城木簡概報17』16頁)と数量が合致する。

50を堅魚と推定したのは、35斤が堅魚の貢納単位であることによる(賦役令1調絹繩条)。この荷札は伊豆からのものと推定できる。ただし形状は8世紀の堅魚荷札のように長大ではなく、重さは小斤表示となっている。57の堅魚荷札もかなり小型である。54は五十戸制段階の「贄」木簡として初出。木簡の左下に「贄」とのみ記し、藤原宮木簡で一般的な「大贄」表記ではない。「鮎日干」は『延喜式』には、中男作物(火乾年魚)としてみえる。63の「制」は「鯛」の略字と考えられる。通常は「鯛」一文字でコノシロを意味するが、「鯛代」の2文字で「コノシロ」と訓ませたのであろう。木簡では通常「近代」「近志呂」と書かれる。また63は50とともに五十戸制段階の「調」史料としても貴重である。

荷札の地域性 美濃の荷札が圧倒的に多く、4不破郡有宝郷、20武芸郡大山郷、21各務郡〔汗沼郷〕、35大野郡栗田郷、38大野郡〔堤野郷〕、43不破郡新居郷、52不破郡遠佐郷、53厚見郡皆太郷、の8点が該当すると推定される(〔 〕は『和名抄』にないもの。以下同様)。また37の「可毛評」も美濃の荷札であったか。

近江・参河の荷札も多い。近江のものは、19伊香郡柏原郷、34高島郡角野郷、51野洲郡三上郷、の3点である。34は近江国高島郡の氏族に角山君氏が存在することによる推定。参河の荷札は、33渥美郡大壁郷、41額田郡、42賀茂郡山田郷、の3点。33の「大辟ア」は「ア」の字が重複するが、山形県山田遺跡出土木簡にも例がある。

美濃・参河の周辺国として、尾張が2点ある(32・40)。32は山田郡〔山田郷〕のもの。「山田里」は参河の荷札にも存在する(42)。71は尾張・参河のいずれかだろう。

そのほか、地域を特定できる荷札は次のとおり。22隱岐国隱地郡河内郷、23讃岐国多度郡〔難田郷〕、44備後国深津郡〔深津郷〕、50伊豆国賀茂郡賀茂郷、54因幡国高草郡野坂郷、55播磨国、56備後国神石郡〔小近郷〕、63隱岐

国海部郡佐作郷、69伊賀国名張郡名張郷、70越前国敦賀郡従者郷もしくは同国丹生郡従省郷。このうち54の□は篇が「山」で旁が「田」であることから、「岬」の可能性を考え、「野岬」(ノサキ)が「野坂」(ノサカ)と通じると推定した。また50は、堅魚の貢進国であること、矢田部が分布することを根拠とした。なお23にみえる「佐匹」は「佐伯」の可能性もある。また「部」字が、この時期に一般的な「ア」ではなく、「マ」となる点も注意される。

これら以外にも、3は薦の貢進国という点から、河内ないし摂津の可能性もある。45「之者津」(シハツ)は、『日本書紀』雄略14年正月是月条にみえる「磯齒津」のことだとすれば、摂津国のものとなろう。また57「壳羅」(メラ)評は、新出のコホリである。伊豆国那珂郡入間郷の「美良里」「壳良里」が知られる(『平城木簡概報6』8頁、『同31』26頁)が、郷里制下のコザト名であるだけに、慎重な判断が求められる。

以上、荷札の地域性をみてきたが、全国にわたるとはいえ、美濃・近江・参河・尾張といった地域に固まる傾向がある。そのひとつの理由として、畿内周辺の国は米の主要な貢進国であることがあげられる。だが美濃・三河・尾張については文書木簡にも多くみられる点に注意を払う必要がある。とくに美濃国に関するものは飛鳥の他の遺跡でも多く出土しており、検討を要する。

乙丑年木簡 荷札木簡のなかでも、一際注目されるのが「乙丑年」(天智4年、665)の年紀をもつ20である。この木簡は幅広で、切り込みが浅いという特徴をもち、飛鳥池遺跡出土の「次米」木簡と大変よく似ている(図112)。

まず文字からみると、「ム」は「牟」、「ツ」は「津」(もしくは「川」)の略字である。「ム下」という表記は大宝2年(702)御野国戸籍にも認められる。□は「从」という字体。「次米」木簡Aの当該部に「春きし人は…」とあるのを参考にすれば、動詞的な語句であろう。一案として、「从」を「従」の略字とし、「従ひし人は…」と読む可能性を示しておく(なお『藤原宮木簡1』148号表面「小丹評□□里人」の4文字目も「从」である。5文字目は「車」と読めそうなので、「□□里」(若狭国小丹生評)は越前国敦賀郡従者郷・同国丹生郡従省郷などと同名のサトかもしれない)。

20は「国-評-五十戸」という行政区分を示す最古の木簡である。これまでは、丁丑年(天武6年、677)の「次米」木簡が最古であった。天武12~14年の国境確定事業

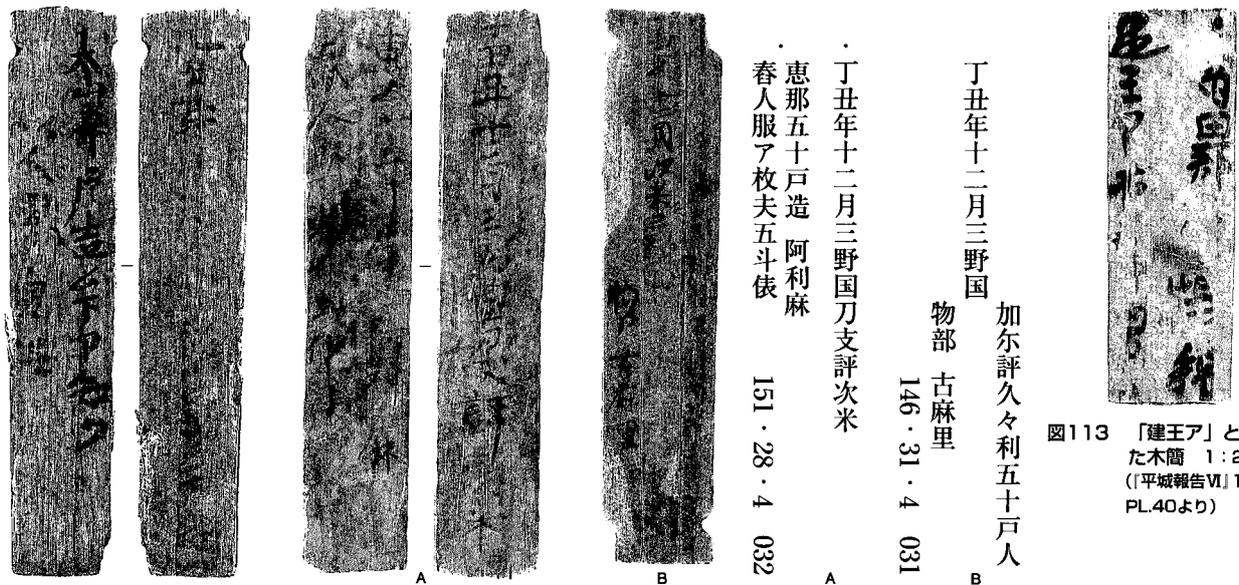


図112 「乙丑年」木簡と「次米」木簡 1:2 (番号は右の釈文に対応)

より前で「国」表記をもつ確実な木簡が、さらに1点増えたことになる。また「大山五十戸」は地名にもとづくサト名であり、「山部五十戸」「白髪部五十戸」などの部民制に由来するサト名でない点も重要である。

さらに「五十戸造」について、職掌か氏姓かという議論があったが、20では明らかに職掌・地位を示している。荷札木簡での「五十戸造」はA以外に、飛鳥京苑池遺構出土の「高志国利浪評ツ非野五十戸造鳥」があげられる(『奈良県調査概報2001』56号。概報は「造」字を「速」とするが、写真をもとに改めた)が、これらは必ずしも職掌であるとはいえない。もともと職掌であったものが、氏姓化していった可能性もあろう。

また20は庚午年籍(670)より前の年紀をもつ。「田ア見安」のような一般百姓にあたる階層の者が、庚午年籍の造籍より前の段階で姓をもっていることを示す点で重要である。ただし、田部は元来屯倉の耕作民であり、白猪屯倉にみるように、屯倉では造籍・編戸が先行していた点を考慮する必要はあろう。

A・B・20は、他の美濃国木簡と比べて特徴的な形態をもち、何か特殊な用途に使用されたことを窺わせる。「次」は「スキ」と訓め、悠基・主基の主基に通じるため、「次米」を大嘗祭・新嘗祭関係の米とする有力な見解があったが、20の出土によって再考の余地がでてきたと思われる。特殊性を追求するとすれば、「田ア」から示唆される屯倉との関係に注目すべきかもしれない。なお、12月の米貢進は珍しいが、事例は皆無ではない。同時代の荷札として、42以外にも、飛鳥京苑池遺構出土木簡(『奈良県調査概報2001』53号)などがあげられる。

以上のとおり、20木簡はこれまでの「常識」を打ち破る豊かな内容をもっている。それは「乙丑年」という年紀のもつ重みによるものである。ただし「乙丑年」とい

う文字自体に疑いはまったくないが、現時点では他に天智朝の確実な木簡を確認していないだけに、誤記の可能性が絶対なかったと断定できないのも事実である。とくにA・B木簡との類似性があまりにも高いだけに、「乙」は「丁」の誤記ではないか、という意見も出るだろう。誤記として考える方が、これまでの古代史の「常識」と大きく齟齬せず、書風の観点でもおさまりがよいからである。しかしながら、天智朝頃の古い時代の木簡はごく少数しか出土しておらず、その実態はほとんどわかっていないのも事実である。少なくとも現時点では、安易に誤記として退ける態度は慎むべきであろう。

建王部・評五十戸 荷札木簡の記載内容には、いくつか興味深い内容のものがあるので、若干触れておきたい。

第1は28と45についてである。28の「建王ア」は45では「建公ア」とあり、「タケルノキミベ」と訓まれたことがわかる。類似した表現をとる「蝮王部」「孔王部」も、本来は「タジヒノキミベ」「アナホノキミベ」と訓まれたのであろう(35の「蝮」の次の字も「公」のようにみえる)。「建部」=「建王部」とすれば、「建部」は名代・子代系の部であった可能性が高まるのではなからうか。なお、これまで認識されていなかったが、「建王ア」は平城京内から出土した木簡にもみられる(図113)。

第2は58である。ほぼ完形の木簡に「評五十戸…」とある。これは「コホリノサト」と訓むことができ、後の郡家郷にあたるものではないか。すでに五十戸制段階に、のちの郡家のような地方行政の拠点があったことを文献的に裏づける史料となるかもしれない。なお「開」(マロ)字は、法隆寺金堂広目天像光背銘文などにみられる。

習書木簡

9・47・61は仏教に関する用語を記す。25の表面は難波津の歌。「サクヤ」(咲くや)の「ク」にあたる文字が

図113 「建王ア」とかかれた木簡 1:2 (『平城報告VI』1975年 PL.40より)

上部には日付が記される。本木簡は上端部の二次的整形により日付の記載を明瞭に認めることはできないが、裏面5行目には干支表記の上部にわずかながら墨痕が確認されるので、日付も記されていた可能性が高い。

〈中・下段〉干支の下には十二直・入節・月の盈虚・^{みちかけ}暦注が記される。正倉院に現存する具注暦では、入節・月の盈虚は中段に記され、下段の暦注とは区別される。ところが本木簡では中段と下段の区別がない。木簡に転写される過程で中・下段の区別が失われたのであろう。

〈復元〉本木簡は表面に暦月の3月、裏面に同4月を記すので、片面に1ヶ月分の暦を記していたと推測される。現存具注暦の実例では、月頭には月名や月の大小などが記され、以下1ヶ月分の暦を1日1行ずつ記す。これを参考にして原形を復元したものが(図114)である。墨書が残る部分の表裏がうまく合うことを確認されたい。平均行幅から推定すると、記載部の全幅は約40cmとなる。なお、本木簡の暦注には現存具注暦の中に類例の無い語句が多いため、暦注部分の完全な復元は不可能である。ただし、暦注の多くは節月と干支との対応により撰日される。本木簡でも、暦注であることが明らかなものはおおむね既知の撰日と合致しており(例：血忌=節月の三月は寅の日・四月は申の日)、復元の対象とした。

用途 具注暦は本来1月～6月を上巻、7月～12月を下巻とする2巻構成の巻物であり、そのままでは実用性に乏しい。よって暦の頒布をうけた中央や地方の官司では、必要な暦日を木の板などに筆写し、同時に多数の官人が見られるようにした簡便な暦が日常的に作成されたと考えられている(東野治之「具注暦と本木簡」『日本古代木簡の研究』1983年)。本木簡も、厚めの板材を素材に用いている、表記がきわめて簡略化されている、といった特徴から、当面必要な2ヶ月分の暦日を抜き出して筆写したものと考えるのが妥当である。使用場所は当時存在した官司のいずれかであろうが、特定はできない。

意義 本木簡は具注暦木簡としては日本で3例目となる。今まで日本における現存最古の具注暦とされてきた静岡県・城山遺跡出土の神亀6年(729)具注暦木簡よりも古く、本木簡が最古の具注暦となる。

また、元嘉暦の実物が初めて見つかったことも重要である。元嘉暦は中国南朝の天文学者・何承天(370～443)が作成したもので、宋の元嘉22年(445)に初めて施行さ

れた。その後百済でも採用され、百済滅亡まで使用された。日本には百済経由で伝わったとみられ、欽明15年(554)に百済より暦博士が渡来、推古10年(602)に百済僧観勒が暦本をもたらしたことが『日本書紀』にみえる。『日本書紀』の記事に付される暦日は、5世紀中頃以降は元嘉暦法による計算結果とほぼ一致するが、実際に日本で採用されたのは推古朝以降と推定されている。なお『日本書紀』における「元嘉暦」という語句の初出は持統4年(690)で、「始めて元嘉暦と儀鳳暦とを行ふ」とある。儀鳳暦とは唐の麟徳2年(665)に施行された麟徳暦のことである。『続日本紀』文武元年(697)以降の暦日は儀鳳(麟徳)暦法による計算結果と一致し、これ以降は儀鳳暦が用いられた。690年の記事は両暦併用の開始を示すものであり、690～697年の間は月朔の決定に元嘉暦法、日食予報に儀鳳暦法を用いていたと考えられている(以上、内田正男「日本暦法小史」『原典』1975)。したがって、本木簡の年代である689年当時用いられていた暦は、元嘉暦しかあり得ない。両暦併用より前の段階での具注暦の制作が確実に証明されたことの意義は大きい。また、中国南朝の暦法に基づいてつくられた暦の実物の発見は、アジアにおける暦の使用を考える上でも大きい意義をもつものとなる。

課題 本木簡の出土は、古暦学・古天文学にとって重大な意義を持つ。元嘉暦と儀鳳暦では暦日の算出原理が根本的に異なる(平朔と定朔)。元嘉暦を記した具注暦の実物として知られるのは現在のところ本木簡1点のみであり、未知の語句が下段部分に多数見られる。これらの語句の中には、元嘉暦やそれ以前の暦における暦法を解明する上で重要な手がかりが含まれている可能性があり、専門家による詳細な検討が待たれる。(竹内 亮)

5 その他の遺物

木製品・金属製品等 木製品はSD1347、SD4090・SD4089を中心に祭祀具、遊戯具、服飾具等が出土した(図115・116)。

祭祀具として斎串(1～10)、形代(11～18)がある。斎串は上端を圭頭状、下端を剣先状につくり、上部の両側面に切込みを施す。1は出土品中最大で残存長34.0cm、幅2.2cm、両側面にそれぞれ3カ所切込があり、同一形態の3点がまとまってSD1347西岸から出土した。最も小型の10は長さ11.5cm、幅0.8cm。SD4090出土。形代の

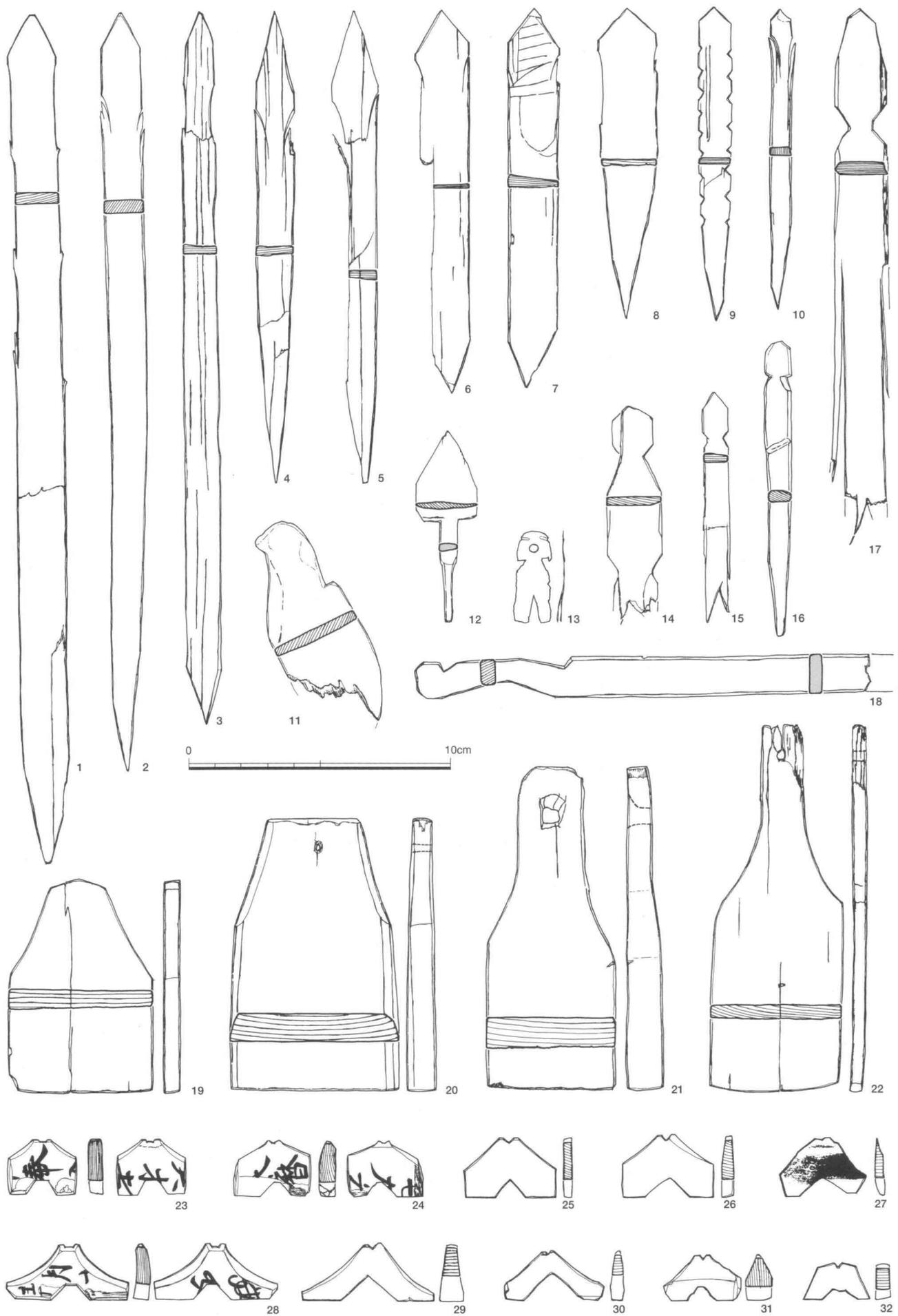


图115 第122次調査出土木製品 (1)・銅製品 1:2

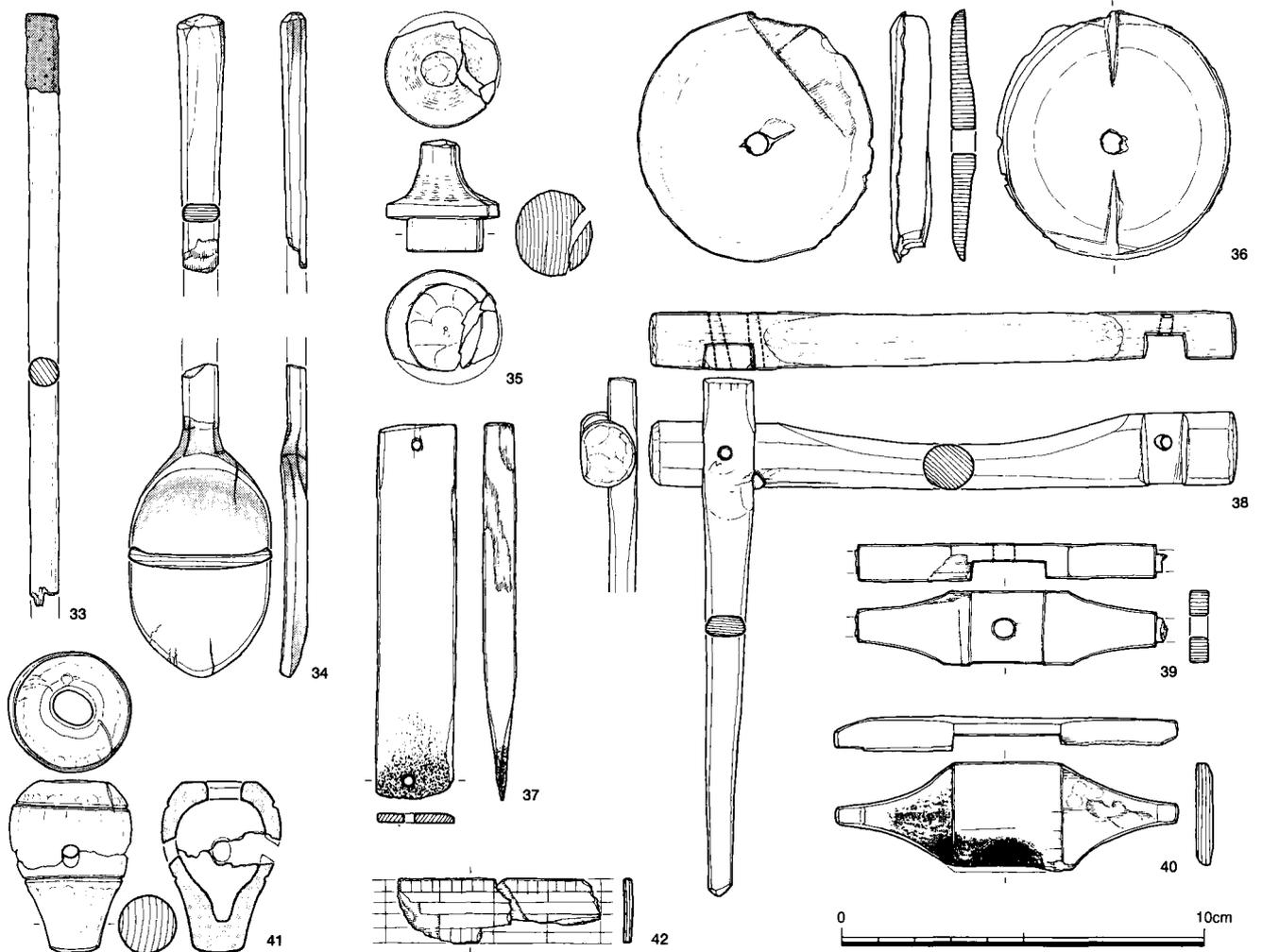


図116 第122次調査出土木製品(2) 1:2

うち14~17は人形。17は両足を欠損するが残存長20cm、幅2.0cmの扁平な大型品。15は長さ8.8cm、幅0.9cmの扁平な小型品で、か細い手足がよく残る。16は手足の表現はみられず頭部と体部をやや立体的につくる。11は鳥形で尾を欠損する。12は鎌形で平根式の三角形鎌を模す。17は刀の刃部から柄部を模す刀形か。

遊戯具として琴柱(23~32)が多数出土している。琴柱は上辺が狭く底辺が広い板状で、上辺に弦受けの溝を刻み底辺を山形に切り欠いて二股に足をつくる。大別して2種あり、23~27は正面形が台形の両端を切り落とした五角形をしており、28~31は側面が優美な曲線を描き山形となる。前者は厚さがほぼ均一、後者は底辺が厚い裾広がり形状である。他に正面形が台形の小型品(32)がある。23・24・28は木簡転用品であり「奉」「大曆」「月」等の文字がみえる。27は一部焼け焦げている。

19~22は用途不明の羽子板状の木製品である。長方形の板の一端を柄状になだらかに細くつくり面取りを施す。柄が短い19の形態が多く出土している。22は先端が円弧を描くので曲物底板の転用品か。

その他の木製品として文房具、食事具、部材等がある。33は丸棒の端に黒漆を塗布しており経軸と思われる。34

は匙。木葉形で黒漆塗りの優品であるが柄の一部を欠損する。SD1347出土。35は口径の小さい瓶壺類の栓。容器に嵌る下部は楕円形の円柱状で2.4×2.1cm、上部は円錐形につくる。SK4096出土。36は容器の蓋板。ほぼ円形で上半分が張り出す。中央に穿孔し裏面の長軸方向に溝を刻む。37は板状の部材を転用した筥で、両端に孔が残る。38は不明部材。角材の両端に仕口を設け、先端が尖る棒材を組合わせ木釘で留める。角材の中央は丸みをもつ。一方の仕口は組合わせ部材を欠損する。39は糸巻きの横木で、複数出土しているが組合う横木はない。40は同じく横木であるが中央に軸棒を通す孔がないので未製品であろうか。41は鳴簫。イチジク形の球形にかたどり内部を中空にする。鎌の茎孔は貫通しない。音を発生させる円孔は4個あける。全高4.8cm、最大径3.5cm。別個体の破片がありいずれもSD4090出土。鳴簫は平城宮、藤原宮に出土例がある。42は物差である。残存長5.5cm、幅1.8cm。両側縁に平行して刻線を4本刻み、側縁に直角に目盛りを刻む。約3cm間隔で大目盛り(一寸)、1.5cm間隔で中目盛り(五分)、平均0.3cm間隔で小目盛り(一分)を刻む精巧な品である。SD4089出土。

以上のほか横櫛(破片数20点)、曲物(破片数80点)、独楽、

6 まとめ

以上をふまえて成果と課題を簡単にまとめよう。

今回の調査区はA期まで沼沢地である。第1～14次調査で検出してきた建物群の一部とは考えにくい。このことから、A期中心施設群の範囲が確定したといえる。同じくB期においてもこれまでに検出してきた建物群の範囲を推定できるようになった。また遺構とは安易に結びつけられないが、大量の木簡は天武朝期に官衙的性格をもつ施設があったことを示している。B期全体の遺構を見直す必要があろう。C期は前回までもみつかっている道路と側溝に加えて、石敷や建物が確認された。どのような施設なのか、周辺地区の調査が期待される。

遺構の年代観については、年紀を持つ木簡によって裏付けを得た部分と、課題が残った部分がある。従来の土器などにより導かれてきたB期が天武朝ころ、C期が藤原宮期ころという年代観はおおむね妥当だといえる。とはいえB期が天武朝の初期まで、あるいはさらに遡るのか、木簡に年紀がある天武10～14年ころの遺構なのかははっきりしない。B期上層整地にもなうSK4064から出土した天武7年の木簡は整地の年代の一端を示すが、本稿では上層整地をB期でもやや新しい時期とみなし、B期造営開始の年代については資料の増加を待ちたい。C期の造営開始も藤原宮期に入ってからなのか、持統朝初期、あるいは天武朝末なのかは証拠がない。石敷SX4081は持統4年の木簡が出土したSK4096を確実に覆っているが、C期当初から石敷があったという保証もない。C期造営開始の時期も追究すべきことのひとつである。

また石神遺跡の調査に関連して問題となるのが山田道と中ツ道である。第1・2次調査区の中ツ道想定位置には該当する遺構がなく、SF4100と中ツ道の関係に関心が持たれる。山田道の位置は現在の県道下に比定する意見と、それより南とする意見があるが、今回はそれらしい遺構がなかった。今後の調査により決着がつくであろう。

最後にこれからの見通しを述べよう。今回の調査区の北側もA期以前の下層は沼沢地と予想される。したがってB期・C期の状況が焦点といえる。木簡と遺構の相互検討によって具体的な実年代を絞り込める可能性も高まっており、これからの石神遺跡の調査・研究は斉明朝より後が主要な課題となるだろう。

(石橋)

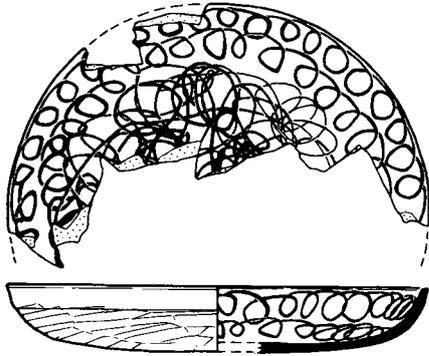


図117 黒色の土師器 1:4

漆器蓋、漆器碗、工具柄、鎌の柄、火鑽板、不明部材、籠がある。またSK4097などから檜皮が出土したほか、包含層を含めて膨大な量の燃えさしが出土している。

動植物遺存体は牛馬と思われる獣骨、小動物の焼骨、木炭、桃や胡桃の種子、瓢箪、栗の種皮がある。石製品は砥石、基石、砂岩の切石片、サヌカイト片がある。金属製品は和同開珎、銅製人形(図115-13)、銅製帯金具、銅製刀装具、板状金銅製品、鉄製手斧、鉄鎌がある。その他に水色のガラス小玉が1点出土した。(富永里菜) 土器類 各遺構、包含層などから大量に出土しており、本稿執筆時点では整理途中である。SD1347では飛鳥Ⅳ～Ⅴ、SD4089とSD4090は飛鳥Ⅳが多量に出土した。土馬、墨書土器、円面硯、多数の転用硯や漆附着土器もある。少数だが東国系黒色土器、韓式系土器も出土した。

図117はSD1347Aから出土した黒色の土師器皿A。口径22.0cm、器高3.5cm、b₀手法。飛鳥Ⅳ～Ⅴであろう。内外面とも炭素を吸着させて黒色に仕上げる。内面は密に磨いた後、螺旋暗文で埋める。珍しい施文だが、形態、技法、胎土などから畿内産土師器とみる。内黒の東国の土器とは明確に異なり、色調・光沢までも金属器または漆器を模倣したものであろう。第12次調査でも包含層に属する小土坑から同巧の鉢片が出土している。(石橋) 瓦類 軒丸瓦3点、軒平瓦1点、丸瓦78点(5.9kg)、平瓦314点(24.2kg)が出土した。軒丸瓦には6011E(重圈文)、6132A、飛鳥寺Iaが、軒平瓦には6647Dがある。6011Eと6132Aは奈良時代のもので、山田道第3次調査(1990年)で同范品が出土している。また丸・平瓦にも奈良時代のもものが約13%含まれていた。

出土量が少なく、近隣に瓦葺建物はないであろう。

(小谷徳彦)